桂　総　第　７　号
令和８年４月１０日

見積参加希望者　　殿

独立行政法人 水資源機構分任契約職
桂川･猪名川ダム総合管理所長　岩本　浩
（公印省略）

見　積　依　頼　書

１ 件　　名　　一庫ダム放流警報訓練周知チラシ印刷業務
２ 施行場所　　兵庫県川西市一庫字唐松4－１ 一庫ダム管理所他
３ 期　　間　　契約締結の翌日から令和8年6月30日まで
４ 内 容 等　　別途、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので、入札心得書等を熟読のうえ、見積書のご提出をお願いします。

記

１　現 場 説 明　実施しません。

２　見積参加要件　　水機構有資格業者名簿の物品製造等－業種「印刷製本」に登録があること。

３　見 積 書 等
１）様式等　　見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
２）提出方法　　ＦＡＸとします。（※ＦＡＸ番号は、４）に記載された番号）
なお、ＦＡＸによりがたい場合は、持参又は郵送（一般書留、簡易書留その他配達の記録が残る方法に限る）も可とします。
３）見 積 書 提出期限　　令和８年４月２３日（木）　１０：００　　まで
４）提 出 先　　京都府南丹市日吉町中神子ヶ谷６８ 桂川・猪名川ダム総合管理所
ＦＡＸ ０７７１－７２－０４６０
５）担 当 者　　山下
６）見積回数　　２回を限度とします。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡します。
７）その他　　①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を提出した後は、見積書の差し換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。

３　見 積 結 果　　見積結果については、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに通知します。

４　そ　の　他
１）契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。
２）請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。

見積依頼書等の交付受領書

宛 先	独立行政法人水資源機構 桂川・猪名川ダム総合管理所 総務課 山下 宛			
	電話番号	0771-72-0171	FAX番号	0771-72-0460
発信者 （※必須）	（会社名）			
	（担当者名）			
	電話番号		FAX番号	
件 名	見積依頼書等の交付受領書			

以下の件名について、見積依頼書等を受領いたしました。

○見積依頼書件名

一庫ダム放流警報訓練周知チラシ印刷業務

○くじ用数値

くじ用数値とは、見積金額が複数社同額だった場合に使用する数値です。任意の3ケタの数字をご記入ください。

○見積辞退について

見積依頼書等の交付受領書を提出後に見積を辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。

○同方式の承諾

「桂川・猪名川ダム総合管理所におけるオープンカウンター実施説明書」の内容について、承諾する場合は次のチェックボックスにチェックをお願いします。

☐ 承諾する

一庫ダム放流警報訓練周知チラシ印刷業務

仕　様　書

令和８年４月

独 立 行 政 法 人 水 資 源 機 構

桂川・猪名川ダム総合管理所

第１章　総　則

第１節　適用

この仕様書は、一庫ダム放流警報訓練周知チラシ印刷業務（以下「本業務」という。）に適用する。

第２節　目的

本業務は、令和８年度の放流警報訓練の実施前に下流住民等への周知を図るために必要なチラシの印刷等を行うものである。

第３節　業務場所

兵庫県川西市一庫字唐松４－１　一庫ダム管理所他

第４節　業務概要

本業務は、以下に示すとおり、一庫ダム管理所の令和８年度放流警報訓練の実施を周知するためのチラシ（以下「チラシ」という。）を印刷し、川西市内（一部池田市内を含む。）に配布されている新聞の朝刊の中に一枚ずつ折り込み、残りのチラシを一庫ダム管理所に納入するものである。

なお、担当職員の指示により新聞への折込枚数と一庫ダム管理所への納入枚数を変更することがある。

（１）印刷データ変換・校正
（２）チラシ印刷
（３）放流警報訓練用チラシの新聞折込・納入

第５節　履行期間

履行期間は、契約締結の翌日から令和８年６月３０日までとする。

第６節　業務数量

業務数量は、別添「数量総括表」のとおりとする。

第７節　資料の貸与及び返却

１．本業務の履行に当たっては、必要に応じて担当職員より資料等を貸与するが、損壊、紛失等に十分注意するとともに、本業務の完了、仕様書等の変更等によって不用となった貸与品を速やかに機構に返却しなければならない。

２．受注者又はその使用人の故意又は過失により貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返却が不可能となったときは、受注者は、発注者の指定した期間内に原状に回復して返却し、又は返却に代えて損害を賠償しなければならない。

第８節　成果物（納入物）

一庫ダム管理所に納入すべきものは、以下のとおりとするが、数量は担当職員の指示により変更することがある。

（１） 放流警報訓練用チラシ
納入数量：　１２，９００＋３００部（新聞折込数量に応じて余部を納入）
折込数量：　３６，０００部（別添様式１に基づく新聞折込終了届で確認）

第９節　下請負

本業務の主たる部分である第４節（１）を、受注者は他の者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第１０節　請負代金の支払い

１．受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知し、業務の完了確認を受けなければならない。
２．受注者は、前項の業務の完了が確認されたときは、発注者に請負代金の支払いを請求できる。
３．発注者は、請求を受理したときは、その日から３０日以内に請負代金を支払わなければならない。

第１１節　疑義等

受注者は、この仕様書に疑義が生じたとき、この仕様書によりがたい事由が発生したとき及びこの仕様書に記載のない事項については、担当職員と速やかに協議するものとする。仕様書で明記した事項が、担当職員の指示又は担当職員との協議によって変更になった場合は、担当職員と協議の上、設計変更の対象とする。

第２章　業務内容

第１節　業務内容

１．印刷データ変換・校正

一庫ダム管理所が提供する原稿（パワーポイントデータ）を基に、チラシ印刷に必要な印刷データ変換・校正作業全般を行うものとする。

２．チラシ印刷

一庫ダム管理所が提供する原稿を基に、チラシ印刷を実施する。

（１）刷版作成（ＣＴＰ版の刷版を行うもの）

（２）印刷・化粧断ち（４色機印刷以上の印刷を行うこと）

３．放流警報訓練用チラシの新聞折込・納入

（１）チラシの新聞折込

川西市内に配布されている新聞６紙（読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、産経新聞、日本経済新聞、神戸新聞）及び池田市内に配布されている新聞５紙（読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、産経新聞、日本経済新聞）の朝刊の中に下記のとおりチラシを折り込むものである。新聞折込代理店等へのチラシ持ち込みに係る費用は受注者の負担とする。

折　込　日：令和８年５月３１日（日）の朝刊

折込エリア：別途、担当職員より指示する。

納　　　入：新聞折込後、残ったチラシは一庫ダム管理所へ納入するものとする。

そ　の　他：数量は、数量総括表のとおりとするが担当職員の指示により変更することがある。

（２）　一庫ダム管理所への納入

令和８年５月２１日（木）午前中までに、一庫ダム管理所に納入するものとする（郵送等でも可とする）。

第２節　チラシの仕様

２－１．放流警報訓練用チラシ

１．チラシの仕様・規格・部数

（１）寸法：Ａ４判仕上がり

（２）頁数：表紙、裏紙の両面２頁とする。

（３）パーツの点数：イラストデータ１６点、写真データ４点、罫表１点

（４）部数：数量総括表のとおり（担当職員の指示により変更することがある）

（５）原稿：別紙１に、放流警報訓練用チラシを示す。文章・図・レイアウト等は変更する場合があるが、これを原因とした設計変更は行わない。

２．印刷用紙の仕様

用紙の仕様は、以下のとおりとする。

菊判　連量５０．５㎏相当以上、コート紙

以上

数　量　総　括　表

業務区分	工種	種別	細別	規格	単位	数量	備　考
放流警報訓練周知チラシ印刷業務							
直接業務費					式	1	
	直接費				式	1	
		放流警報訓練用チラシ印刷			式	1	
			印刷データ変換・校正		式	1	
			チラシ印刷		式	1	49,200部
	直接経費				式	1	
		新聞折込費			式	1	36,000部
		運搬費			式	1	
	間接費				式	1	
		諸経費			式	1	
業務価格					式	1	
消費税相当額					式	1	
業務費					式	1	

別添様式１（放流警報訓練用チラシ）

新　聞　折　込　終　了　届

令和８年　　月　　日

独立行政法人水資源機構
　桂川・猪名川ダム総合管理所長　岩本　浩　殿

　令和８年　　月　　日付で契約した「一庫ダム放流警報訓練周知チラシ印刷業務」について仕様書第１章「総則」第８節（１）に基づき以下のとおり報告します。

　印刷したチラシ　　　　　　　　枚の内、　　　　　　　　枚を川西市内、池田市内で配達されている朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、産経新聞、日本経済新聞、神戸新聞の計６紙の令和８年　　月　　日の朝刊、計　　　　　　部に１枚づつ折込みました。
　なお、新聞折込の確認ができる伝票等の写しを添付します。

商号
担当者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別紙１
（表面）

一庫ダム　放流警報訓練を実施します

6/3（水）

緊急放流（異常洪水時防災操作時）の
「放流警報訓練」を行います
（※訓練警報は午前中に各警報局舎で１回実施）

訓練中は、一庫ダムから余野川合流点まで(右図の①～㉑)順番にスピーカーからの音声放送を行ったり、サイレンを鳴らしたりします。なお、訓練では川に流す水の量は増やしません。

大音量を伴う訓練で特に川の近くにお住まいの住民の方には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

警報局舎

実施時期	ダムの放流により川の水が急に増える時	ダムから放流する量が毎秒 200m³を超える時 緊急放流（異常洪水時防災操作）時
	放流開始　30分前	操作開始　3時間前　・　操作開始　30分前
範囲	①一庫ダム～⑪梁瀬（猪名川合流点）	①一庫ダム～㉑滝山（余野川合流点）
警報内容	音声放送 一庫ダムからお知らせします。 ダムの上流で雨が強く降ったため、 ダムから流す水の量を、 これから徐々に増やします。 川の水位が上昇しますので、 速やかに川から出てください。 ↓ サイレン 45秒 サイレン → 10秒 休み → 45秒 サイレン → 10秒 休み → 45秒 サイレン	緊急効果音 ↓ 音声放送 一庫ダムより緊急連絡をします。 これまでに経験のないような異常な降雨が 発生しており、川の水位が急上昇します。 自治体から発令される防災情報に従い、 ただちに命を守る行動をとってください。 ↓ サイレン　（サイレンのある局舎のみ） 45秒 サイレン → 10秒 休み → 45秒 サイレン → 10秒 休み → 45秒 サイレン → 10秒 休み → 45秒 サイレン → 10秒 休み → 45秒 サイレン

今回の訓練内容

実際の音を聞いてみましょう
緊急効果音　サイレン

※降雨状況等により、予告なしに訓練を中止することがあります。

独立行政法人 水資源機構 桂川・猪名川ダム総合管理所 一庫ダム管理所
〒666－0153　兵庫県川西市一庫字唐松　4－1
TEL：072－794－6671

一庫ダム

（裏面）

一庫ダム　大雨のとき、ダムはこんな操作をします

① 洪水調節

大雨によるダム下流域の洪水被害を軽減するため、ダムに流れ込む水の一部をため込み、下流河川に安全な水量を流す操作を「洪水調節」といいます。

京セラドーム大阪約14個分の空き容量（ポケット）を確保

前線や台風で雨が多くなる6月16日から10月15日の期間は、大雨に備えるためダムの水位を下げ、洪水を貯めるための容量を確保しておきます。
事前放流の基準に該当すると、さらにダムの水位を下げます。

② 事前放流

大雨が予測された場合に、ダムに貯まっている水の一部を雨が降る前に放流し、洪水を貯め込むための空き容量を一時的に増やす操作です。より多くの洪水を貯め込むことができるため、ダムの洪水調節機能が強化され、ダム下流の洪水被害の軽減を図ることができます。

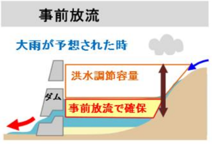

ちゅうい・おねがい

- ダムからりょうのおおい水をながすまえに、サイレンやスピーカーをならします。川の水がふえるのですぐに川から出ましょう。
- いまいるばしょがはれていても、山で大雨がふって川の水がきゅうにふえることがありますので、天気にちゅういしましょう。
- ダムで水をためこむそうさをしても、川はおおくの水がながれています。雨のときは川にちかづかないようにしましょう。

YouTubeで動画公開中！

防災時の職員の働きにスポットを当て、「挑む防災」と題したYouTube動画を公開中ですので、ぜひご覧ください！

アンケート

放流警報についてのWEBアンケート調査にご協力ください

アンケート期間：R8.6.4～R8.6.10

独立行政法人 水資源機構 桂川・猪名川ダム総合管理所 一庫ダム管理所
〒666－0153　兵庫県川西市一庫字唐松　4－1
TEL：072－794－6671

一庫ダム

別　添

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0：ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0：ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信（FAX）した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信（FAX）する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例）

くじ用数値

1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信（FAX）していただいた順に、「0：ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

例）　・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
　　　・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例）　・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
○○工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

123+4=127

127÷2者=63　余り　1

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する。
△△組　が契約の相手方となる。

例）　・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
○○工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

123+4+1=128

128÷3者=42　余り　2

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する。
◎◎工業　が契約の相手方となる。